

第 1 章

鐘ヶ淵地区まちづくり計画とは

1. 計画改定の経緯と目的
2. 計画の位置付け
3. 計画期間等
4. 都市計画マスタープランにおける位置付け
5. 上位・関連計画における位置付け

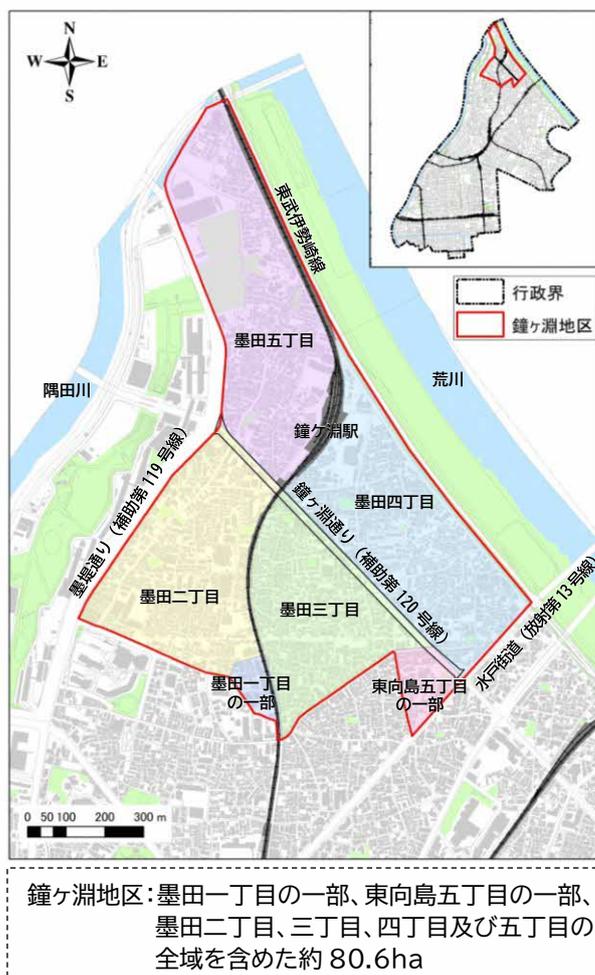
1 計画改定の経緯と目的

鐘ヶ淵地区※¹（以下「本地区」という。）は墨田区（以下「本区」という。）の北部エリアに位置し、東武伊勢崎線の鐘ヶ淵駅を中心とする面積約 80.6ha の地区です。

本地区では、本区が平成 28 年 6 月に策定した「鐘ヶ淵駅周辺地区まちづくり計画」（以下「前計画」という。）や「木密地域不燃化プロジェクト」に基づき、燃え広がらないまちづくりの推進、広域的なネットワークの構築、延焼遮断帯・緊急輸送道路としての機能を持つ鐘ヶ淵通り（補助第 120 号線）の整備推進、及び鉄道立体化の早期実現など、様々な取組が進められてきました。

※1 前計画では、本地区の名称を「鐘ヶ淵駅周辺地区」としておりましたが、本計画では、後述（P56～57）のまちづくり方針図のとおり、本地区を複数のゾーンに分類しており、各ゾーンの名称と明確に区別するため、本地区の名称を「鐘ヶ淵地区」へ見直しております。

図 1-1. 鐘ヶ淵地区の位置



こうした取組を通じて、まちづくりの効果が現れている一方で、防災面での課題は依然として存在しています。さらに、荒川に面している本地区においては、令和元年度の台風 19 号をきっかけに、水害への対応についても意識が高まっています。

また、令和 4 年 9 月に東京都（以下「都」という。）が、鐘ヶ淵駅付近について鉄道立体化の事業候補区間への位置付けを表明したことから、本地区では鉄道立体化を見据えた、一層のまちづくりの推進が求められています。

これらの状況を踏まえ、前計画を改定し、今後のまちづくりの指針となる行政計画として「鐘ヶ淵地区まちづくり計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

■本地区で進められてきた取組

【本区の取組】

- ・住宅市街地総合整備事業（生活道路の拡幅、いちご広場の整備）
- ・鐘ヶ淵周辺地区優先整備路線 9 号線の特別区道路線の認定及び区域決定
- ・不燃化促進事業 ・耐震化促進事業 ・細街路拡幅整備事業
- ・木密地域不燃化プロジェクト推進事業（都と区の協力により実施）

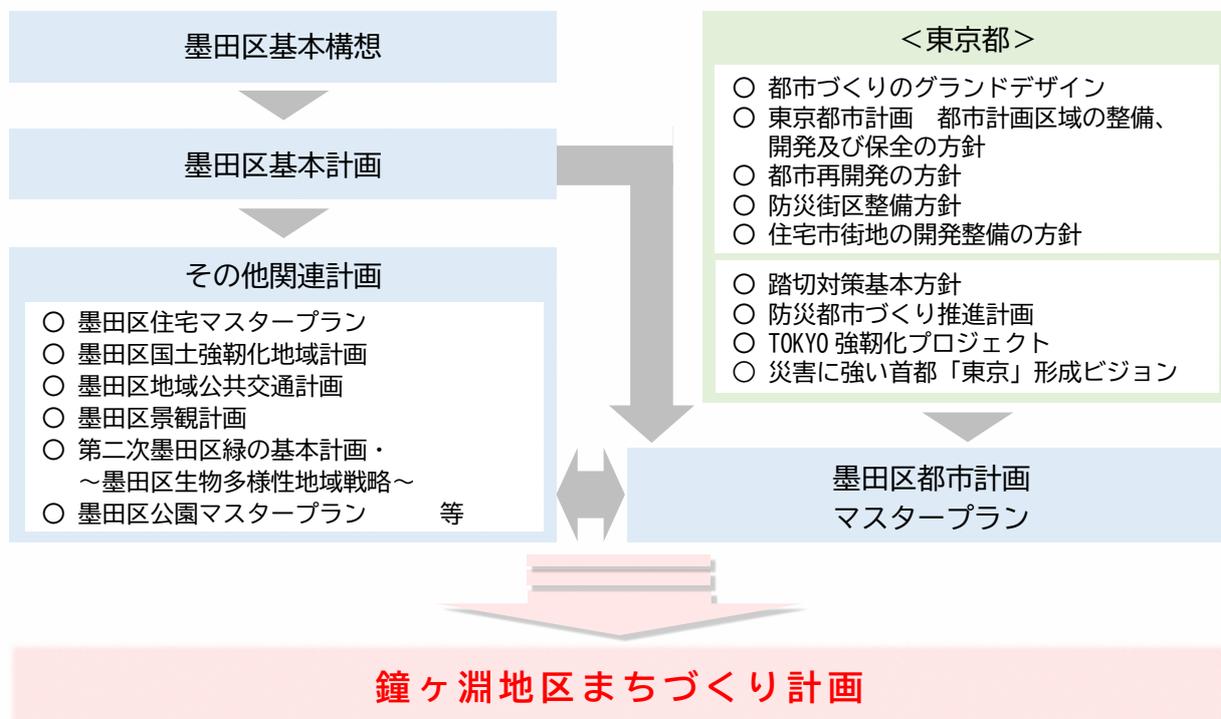
【東京都による取組】

- ・鐘ヶ淵駅付近の鉄道立体化の『事業候補区間』への位置付け
- ・都市計画道路補助第 120 号線の拡幅整備
- ・墨田五丁目都市整備用地の活用検討（特別支援学校の移転検討）

2 計画の位置付け

本計画は、墨田区基本計画や墨田区都市計画マスタープランなどを踏まえ、区が推進する各種まちづくりの取組との整合を図りつつ、本地区特有の課題に対応するため策定するものです。

図1-2. 鐘ヶ淵地区まちづくり計画の位置付け



3 計画期間等

本計画では、安全・安心なまちづくりの早期実現のため、地区住民・事業者・行政の協働によりまちづくりを進めていくため、地区の将来像を示した上で、今後おおむね10年間を目安に取り組んでいく事項を中心にまちづくりの考え方を整理します。

また、国や都が実施する取組の動向をはじめとした本地区を取り巻く環境の変化に対応し、着実に取組を進めていくため、本計画策定からおおむね10年後を目安に計画の改定を行うこととします。ただし、本地区のまちづくりにおいて現在想定していない取組が求められるなどの状況の変化が起きた場合には、適宜中間見直し又は計画改定を行います。

さらに、計画の進捗状況の評価については、2年ごとに実施している「墨田区住民意識調査」の調査項目である「ずっと住み続けたい」の結果などを参考にしながら、まちづくりの効果を確認していきます。



4 都市計画マスタープランにおける位置付け

本区のまちづくりの基本的な考え方を整理した「墨田区都市計画マスタープラン」では、本地区を次のように位置付けています。

■地域の骨格となるまちづくりの方針（墨田区都市計画マスタープラン抜粋）

◆生活拠点：鐘ヶ淵駅周辺地区

○住商工が調和し、駅前には日常生活を支える近隣型商業が集積する地区です。現在、防災拠点である白鬚東地区への避難路となる鐘ヶ淵通り（補助第120号線）の拡幅整備と沿道の不燃化促進による延焼遮断帯の形成を目指し、街路整備と沿道まちづくりの一体的な整備が進められています。このため、住商工が一体となったまちの特徴を活かしながら、防災性の向上を図り、鐘ヶ淵通り（補助第120号線）の拡幅整備や総合運動場の整備及び都市整備用地の活用にあわせて、沿道や駅周辺の土地の高度利用を促進します。また、東武伊勢崎線との立体交差化、駅前広場等の駅周辺の整備、公共施設（旧隅田小学校、都市整備用地）の有効活用を進め、商業、サービス機能、質の高い住宅の一層の整備・育成を図ります。

◆土地利用

- 鐘ヶ淵通り（補助第120号線）の拡幅整備にあわせて、沿道の不整形敷地を整序するなど、権利者の意向等を踏まえた建替え等を支援します。
また、地域にふさわしい商業施設を誘導し後背地の市街地環境に配慮した魅力あるまちなみ形成を推進します。
- 商業・サービス施設の誘導や、地域の特性に配慮した建築物の高さ・形態意匠等の誘導、緑化の促進などにより、にぎわいと魅力あるまちなみ形成を推進します。
- 都立東白鬚公園へのアクセス性の向上や商業施設の再生などにより、地域の生活利便性を向上させるとともに、建築物の適切な維持管理を管理者に要請するなど、防災拠点としての機能向上を図ります。
- 鐘ヶ淵駅から墨田区総合運動場へのアクセス性を向上させるとともに、にぎわいやうるおいのある沿道整備を行います。
- 旧隅田小学校跡地や墨田五丁目都市整備用地などの公共用地を活用し、住民や事業者等とともに、地域の安全性向上や多世代が交流できる拠点づくりを推進します。

図1-3. 地域の土地利用・都市施設等方針（抜粋）



出典：墨田区都市計画マスタープラン

5 上位・関連計画における位置付け

(1) 都市づくりのグランドデザイン【H29.9 東京都】

都市づくりのグランドデザインは、目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示す行政計画で、『「活力とゆとりのある高度成熟都市」～東京の未来を創ろう～』の目標を基に、本地区が含まれる「押上・曳舟・鐘ヶ淵・東京スカイツリー周辺」の将来像が定められています。

【将来像】

- 鉄道の高架化等の都市基盤の整備、建築物の建替えや不燃化、木造住宅密集地域の解消が進むとともに、商業、業務、文化、観光、居住機能などが集積し、安全でにぎわいのある拠点が形成されています。
- 既存のものづくり産業の集積を生かした産学公の連携により、産業の活性化が進むとともに、市街地の機能更新と併せて住宅と産業の調和が図られ、活力があり、交流が生まれる市街地が形成されています。

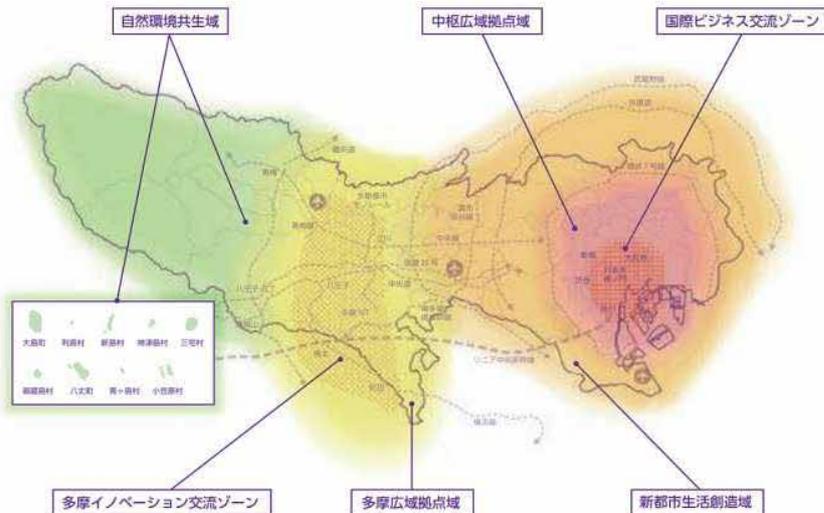
(2) 東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針【R3.3 東京都】

東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都が広域的な見地から都市計画の基本的な方針を定める計画で、本地区は「中枢広域拠点 東部（荒川以西）」に位置付けられ、以下の将来像が掲げられています。

【将来像】

- 木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成
- ものづくり産業の集積、住工商一体となったまちの特徴を生かした良好な住環境と地域コミュニティが醸成されている商業やサービス機能の整った拠点を形成
- 駅周辺や総合運動場の整備や隅田川、荒川といった水辺、緑地に囲まれた特徴を生かした文化・スポーツの拠点を形成
- 東武伊勢崎線の立体交差化と一体となった鐘ヶ淵駅周辺のまちづくりを推進

図 1-4. 4つの地域区分と2つのゾーン（抜粋）



(3) 都市再開発の方針【R3.3 東京都】

都市再開発の方針は、市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系付けたマスタープランであり、本地区は一体的かつ総合的に再開発を促進すべき「再開発促進地区（2号又は2項地区）」に指定され、以下のような方向性が示されています。

【整備又は開発の計画の概要】

○地区の再開発、整備等の主たる目標

- 道路、公園の公共施設の整備改善と建築物の不燃化促進により、広域的な防災性の向上に寄与するまちづくりを進める。
- 幹線道路沿道は、不燃化・共同化による中高層建築物への更新を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。

○用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要

- 鐘ヶ淵駅周辺は、区北部地域の生活拠点として土地の高度利用を促進し、商業機能の整備を図る。
- 補助第120号線（鐘ヶ淵通り）沿道は、延焼遮断帯としての機能向上を図るとともに、安全で住環境と産業環境の調和した中低層市街地として整備する。

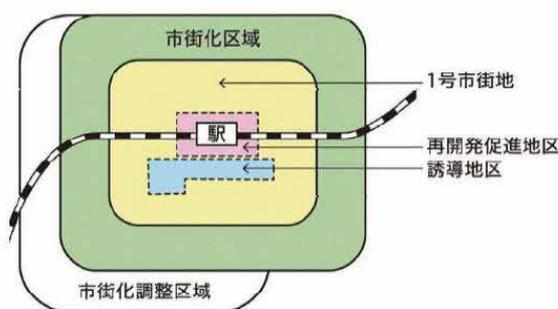
○建築物の更新の方針

- 幹線道路の整備に合わせ、沿道建築物の不燃化・共同化を促進するとともに、整備済みの幹線道路沿道についても不燃化・共同化による中高層建築物への更新を進め、延焼遮断帯の形成を図る。また、密集市街地は、建築物の不燃化・共同化を積極的に促進する。

○都市施設及び地区施設の整備の方針

- 補助第120号線（鐘ヶ淵通り）の拡幅整備を推進する。また、道路と鉄道の立体交差化の促進を図る。さらに、区画道路、広場及び公園等の整備を進める。
- 延焼遮断帯を形成する都市計画道路の整備を促進する。

図1-5. 地区指定のイメージ（抜粋）



(4) 防災街区整備方針【R4.6 東京都】

防災街区整備方針は、防災上危険性の高い木造住宅密集地域について、安全で安心して住むことができ、かつ魅力的な街並みの住宅市街地への再生を図るために策定されたもので、本地区は「防災再開発促進地区」に位置付けられており、鐘ヶ淵通りは「防災公共施設」に指定されています。

【防災再開発促進地区、および防災公共施設の整備方針】

○防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要

- 鐘ヶ淵駅周辺については、区北部地域の生活拠点として土地の高度利用を促進し、商業機能の整備を図る。補助第120号線（鐘ヶ淵通り）沿道は、延焼遮断帯としての機能向上を図るとともに、密集市街地においては、道路等の整備に併せて建築物の共同化・不燃化の促進を図り、安全で住環境と産業環境の調和した中低層市街地として整備する。

○防災公共施設の整備の方針

- 密集市街地における延焼遮断帯の形成と沿道市街地の防災性向上を図るとともに、特定整備路線として指定されている防災都市計画施設道路第1号の整備を図る。

(5) 住宅市街地の開発整備の方針【R4.1 東京都】

住宅市街地の開発整備の方針は、都において良好な住宅市街地の開発整備を図るための、長期的かつ総合的なマスタープランであり、本地区は、住宅市街地のうち、一体的かつ総合的に整備し、又は開発すべき「重点地区」に位置付けられています。

【住宅市街地の整備又は開発の方針（中枢広域拠点及び国際ビジネス交流ゾーン）】

- 東京東部の海水面よりも低い地域に形成された広大な市街地、いわゆる広域ゼロメートル市街地では、気候変動によって高まる大規模水害リスクに備えて、浸水発生時に住民の生命の安全を確保し、財産・経済への被害を最小限にとどめ、速やかな復旧・復興を可能とするために、地域の実情に応じた効果的な対策を講じ、浸水に対応したまちづくりを進めていく。
- 木造住宅密集地域では、都市開発諸制度の適用、市街地再開発事業等による共同化や、道路・公園整備や不燃化による建替えを促進するとともに、空き家・空き地の活用や共同化などに合わせた緑化スペースの創出、不燃化建替えの際にブロック塀の生垣化などによる緑化を進め、みどり豊かな魅力ある都市環境を創出していく。

(6) 踏切対策基本方針【H16.6 東京都】

踏切対策基本方針は、踏切において発生する交通渋滞などの問題を重点的かつ計画的に対策を進めていくための方針であり、鐘ヶ淵駅南側の伊勢崎線第17号踏切が、重点的に対策を実施・検討すべき「重点踏切」として位置付けられています。

【東武伊勢崎線 鐘ヶ淵駅付近の現況と主な課題】

○現況

- 鐘ヶ淵駅及び重点踏切である伊勢崎線第17号を含む区間を「鉄道立体化の検討対象区間」に位置付けている。
- 都市計画道路と1箇所（補助第120号線）で交差しており、補助第120号線は優先的に整備すべき路線である。
- 当地区は、「防災都市づくり推進計画」で重点整備地域に指定されており、また、当区間周辺では、荒川のスーパー堤防事業が計画されている。

○鉄道立体化に向けた当該区間固有の主な課題

- 補助第120号線の整備計画及び事業実施時期との整合を図る必要がある。
- 荒川のスーパー堤防事業の整備計画、事業実施時期との整合を図る必要がある。
- 防災都市づくりに関する計画の内容及び事業実施計画との整合を図る必要がある。

(7) 防災都市づくり推進計画【R2.3 東京都】

防災都市づくり推進計画は、延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路の機能確保、安全で良質な市街地の形成及び避難場所等の確保など、都市構造の改善に関する諸施策を推進することを目的として定める計画で、本地区は、整備地域・重点整備地域の双方に指定されています。

【重点整備地域（不燃化特区）の整備方針】

- 鐘ヶ淵駅周辺では、駅前にふさわしい街並みの形成と、駅前広場等の交通環境の整備による交通の利便性の確保や駅前ににぎわいの創出に努めて、生活拠点にふさわしい活気のあるまちづくりを進めます。
- 補助第120号線（特定整備路線）については、拡幅整備に併せた無電柱化や沿道の不燃化により延焼遮断帯の形成を進めて、地域の防災性の向上や、にぎわいのある商店街と魅力ある街並みの形成を目指します。
- それ以外の密集市街地については、狭あい道路の建替えに併せた道路拡幅整備を進めます。また、建築物の不燃化及び共同化を進め、防災性の向上と誰もが住み続けられるまちづくりを進めます。

(8) TOKYO 強靱化プロジェクト【R5.12 東京都】

TOKYO 強靱化プロジェクトは、「風水害」、「地震」、「火山噴火」、「電力・通信等の途絶」及び「感染症」の5つの危機に対して、都が実施する事業の全体像を取りまとめた計画であり、以下の方向性と目指す姿が示されています。

【風水害】

○今後の方向性

- 現在想定されるレベルの風水害への対策を引き続き推進
- 加えて、気候変動による更なる激甚化に向けてレベルアップが必要

○強靱化に向けて 2040 年代に目指す東京の姿

- 低地帯や川沿い、海沿いのまちでも、風水害による不安を感じずに暮らせる
- 万が一の災害に襲われても、避難する場所や経路が確保されている

【地震】

○今後の方向性

- これまでの対策により状況は改善しているが、想定される被害は依然として大きいことから取組のレベルアップが必要
- あわせて、人口構造や住環境等の変化に伴う課題にも的確に対応が必要

○強靱化に向けて 2040 年代に目指す東京の姿

- 耐震化された建物と、燃え広がらない・燃えないまちが、都民の命と暮らしを守っている
- 地震後に応急対策活動を支える交通網が確保され、救出救助機関がすぐに駆け付けられる。

(9) 災害に強い首都「東京」形成ビジョン【R2.12 東京都】

災害に強い首都「東京」形成ビジョンは、首都「東京」において大規模洪水や首都直下地震等による壊滅的な被害の発生を回避できるよう、ハード・ソフト両面から防災まちづくりを強力に推進するための基本的な考え方や当面取り組むべき具体的な方策を取りまとめており、以下の取組方針が示されています。

【水害対策（取組方針）】

- 気候変動等を踏まえ、治水施設等の整備を加速化
- 建築物の上層階での避難スペースの確保、公園の高台化、高規格堤防の整備等により高台の拠点を確保
- 高台の拠点を、想定される浸水深よりも高い位置にある道路や通路等で線的・面的につなぐ
- これらにより、命の安全・最低限の避難生活水準を確保し、さらには浸水区域外への避難を可能とする「高台まちづくり」を推進
- 「高台まちづくり」は、災害時だけでなく平時においても地域の賑わい空間として機能を発揮
- 高台まちづくりや排水対策により、広域避難（垂直避難の活用を含む）の実効性を向上

【地震対策（取組方針）】

- 無接道敷地の解消等による不燃化建替えの促進
- 高齢化の進行等に対応した取組
- 規制誘導による不燃化の促進
- 災害時の活動を円滑化する道路の整備及び閉塞防止の推進
- 民間事業者による基盤整備事業、住宅整備事業等の実施の誘導
- 防災性の向上と良質な街並みの維持・形成を両輪とした密集市街地の改善の推進
- 総合的な地域防災力の向上

(10) 墨田区基本計画【R4.4 墨田区】

墨田区基本計画は、「墨田区基本構想（H17.11）」に描かれたまちの将来の姿を実現するために策定された、本区における最上位の計画であり、本地区に関連する内容として、以下の施策を位置付けています。

【地区の政策】

○主要駅を中心とした広域拠点と、身近な生活拠点を形成する【施策 221】

- 街路事業や他のまちづくり事業と連携して、鐘ヶ淵通り（補助第 120 号線）の拡幅整備、東武伊勢崎線鐘ヶ淵駅付近の鉄道立体化、駅周辺や沿道のまちづくりを推進します。

○安全で快適な暮らしを支える、便利な交通環境を形成する【施策 222】

- 「墨田区交通バリアフリー道路特定事業計画」に基づき、道路のバリアフリー化を進めます。また、自転車専用レーン等の整備により、歩行者と自転車の通行空間を分離し、安全で快適な道路をつくります。

○災害に強い安全なまちづくりを進める【施策 411】

・鐘ヶ淵周辺地区まちづくり事業

- 東武伊勢崎線鐘ヶ淵駅付近の立体化の早期実現を図るとともに、東京都防災都市づくり推進計画における重点整備地区として、東京都施行の鐘ヶ淵通り（補助第 120 号線）の拡幅整備事業や他のまちづくり事業と連携して、密集市街地の改善に努め、道路・公園の整備、建て替え促進に取り組み、災害に強いまちづくりを推進します。

・不燃化促進事業

- 市街地の防災性を向上し、区民の生命と財産を守るため、避難地、避難路及び主要生活道路沿道の不燃化助成、不燃化特区による建替え促進等の継続や建て替え誘導支援など、災害に強いまちづくりを進めます。

・空き家等対策事業

- 空家等対策計画に基づき、利活用を含めた老朽建物等の適正管理を支援します。区・千葉大学・情報経営イノベーション専門職大学等で構成する公民学連携組織「アーバンデザインセンターすみだ」等とも連携しながら、さらなる空き家対策を推進します。また、既に利活用困難で危険な状態にある老朽建物に関しては、除却費助成等によって、所有者等による自主的な除却を誘導することで、安全・安心なまちづくりを進めます。

・細街路拡幅整備事業

- 防災機能の向上と居住環境の改善を図るため、土地所有者等からの申請に基づき、細街路の拡幅整備を進めます。

・水害対策事業

- 高潮等を明記した新たなハザードマップを作成のもと、改めて区民の大規模水害に対する意識を高めていくとともに、国、都、江東 5 区等との連携などにより、要配慮者への支援も含め避難対策等を推進します。

○地域にやさしい、環境に配慮した暮らしをともにつくる【施策 481】

・地球温暖化防止設備導入助成事業

- 地球温暖化防止設備の導入に際し助成金を交付し、省エネの普及啓発を図り、温暖化防止を推進します。ただし、既に定着したもの等、普及促進のインセンティブとしての当初の目的を達成した設備に対する助成を見直します。

・雨水利用推進事業

- 雨水利用は節水効果に限らず、災害時の生活用水や都市ダムとしての水害発生防止の効果もあるため、区民、事業者等との連携を強化し、各種事業を通じて雨水利用を推進します。

・道路・公園園内照明灯 LED 化事業

- 道路や公園内で使用している水銀灯や蛍光灯の照明灯を、環境に配慮した LED 照明灯に取り替え、消費電力や温室効果ガス排出量を抑制します。

(11) 墨田区住宅マスタープラン【R5.3 墨田区】

墨田区住宅マスタープランは、総合的な住生活を見据え、区民や事業者と協働しながら新しい暮らしを創出するための住宅施策を取りまとめた計画であり、本地区では以下の将来像と整備目標を位置付けています。

【すみだ北部エリアの将来像】

- 歴史・文化を育みながら、市街地整備を通じた新たな魅力や交流を生み出す場づくりや、安全性の高いまちなみを形成し、快適でうらおいのある市街地環境づくりを進めます。鐘ヶ淵通りの拡幅整備や東武伊勢崎線の鉄道立体化を進め、地域の防災力の向上を図ります。

【鐘ヶ淵周辺地区（重点地区）の整備目標】

- 道路、公園等の公共施設の整備改善と建築物の不燃化促進により、広域的な防災性の向上に寄与するまちづくりを進めます。
- 幹線道路沿道は、不燃化・共同化による中高層建築物への更新を促進し、延焼遮断帯の形成を図ります。

(12) 墨田区国土強靱化地域計画【R4.3 墨田区(R6.3 修正)】

墨田区国土強靱化地域計画は、広域な範囲に甚大な被害をもたらすこととなる大規模自然災害を想定し、目標やリスクシナリオの設定、脆弱性評価、さらには強靱化のための推進方針を取りまとめた計画であり、本地区で特に被害が大きいと想定される災害への対策として、以下のような推進方針を位置付けています。

【1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる】

1-1. 密集市街地における大規模火災による多数の死傷者の発生

- ① 建築物の不燃化・耐震化（不燃・耐震促進課）
- ② 密集市街地の改善（密集市街地整備推進課）
- ③ 消防水利の整備促進（都市計画課・防災課）
- ④ 協治によるまちづくりの推進（都市計画課）
- ⑤ 市街地整備による出火・延焼抑制（都市整備課・拠点整備課）
- ⑥ 消防活動・救急活動のための細街路拡幅（都市整備課）
- ⑦ 避難場所の拡充（防災課）
- ⑧ 消防団活動の強化・充実（防災課）
- ⑨ 防災意識の普及啓発（防災課）

1-2. 建物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

- ① 建築物の耐震化（不燃・耐震促進課）
- ② マンションの適正管理と再生促進（住宅課）
- ③ 区営住宅等の計画的な修繕（住宅課）
- ④ 老朽建物等（空き家含む）対策（安全支援課）
- ⑤ 建築物等の安全化（障害者福祉課・高齢者福祉課・都市計画課・防災課）
- ⑥ 都市インフラの災害対応力強化（道路公園課）

1-3. 風水害（河川の氾濫、広域かつ長期的な市街地の浸水等）による多数の死傷者の発生

- ① 区民への浸水リスク等の周知・啓発（防災課・都市整備課）
- ② 広域避難体制の確立（防災課）
- ③ 緊急時の一時避難施設の確保（防災課）
- ④ 市街地整備による浸水対策の強化（拠点整備課）
- ⑤ 内水氾濫対策の推進（都市計画課・都市整備課）
- ⑥ 荒川第二・三調節池の早期整備への働きかけ（防災課・都市整備課）
- ⑦ 気候変動の「緩和策」及び「適応策」（環境保全課）

(13) 墨田区地域公共交通計画【R7.3 墨田区】

墨田区地域公共交通計画は、誰もが安全・快適で使いやすい持続可能な交通ネットワークを形成するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域公共交通に関する考え方や方向性を取りまとめた計画であり、本地区に関連する内容として、以下のような施策と主な取組を位置付けています。

【1-1. 鉄道駅周辺まちづくりの取組】

○鉄道立体化の推進

- 都が 2022（令和 4）年に鉄道立体化の事業候補区間へ位置づけた鐘ヶ淵駅付近においては、鉄道立体化の実現を見据えて、周辺まちづくりの検討を進めていきます。

○交通広場等の整備

- 鉄道駅は中長距離移動の起終点であり、バスやタクシー等との乗り継ぎ場所ともなることから、今後も鉄道駅周辺まちづくりを推進する際には、交通広場の整備について検討していきます。
- また、交通結節点としての機能拡充を図るため、シェアリングサービスの結節など、モビリティハブの考え方も取り入れながら、利用者にとって安全・便利に様々な交通に乗り継ぎできるように取り組んでいきます。
- あわせて、交通広場等においてイベント等を開催するなど、人が集い交流できる空間としての活用を検討します。

【1-3. 区内循環バス事業の見直し】

○新事業計画に基づく区内循環バス事業の推進

- 持続可能性の観点から、取組方針に従って事業を見直し、新事業計画を策定します。
- 補完的役割を担う区内循環バスであることから、交通結節にも配慮した見直しを行い、新事業計画に基づき、区内循環バス事業を推進します。

【1-4. シェアリングサービスの利用促進】

○民間事業者と連携したシェアサイクリングサービスの推進

- シェアリングサービスが幅広い世代の区民に利活用されるよう、利用方法などの周知に取り組みます。また、利用しやすい場所にポートが整備促進されるよう、必要に応じて公有地の活用等を検討します。

【2-1. 乗り継ぎしやすい環境づくり】

○バリアフリー化の推進

- バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準、及び「(仮称) 墨田区バリアフリー基本構想」に沿った整備を推進するとともに、「誰でも、どこでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にも配慮し、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児連れ、外国人などの移動制約者を含め、すべての利用者にとって利用しやすい環境とします。

【2-4. 自転車等の利用環境整備】

○多様なモビリティが共存できる交通環境の整備

- 地域内の道路では、自転車・自家用車・バス・タクシーのほか、電動キックボード等の多様なモビリティの通行が見込まれます。
- 歩行者と各モビリティのさらなる安全性を確保するため、歩道の整備や自転車専用通行帯、自転車ナビマーク等を整備します。

○自転車駐車場の整備促進

- 「墨田区自転車活用推進計画」(2023(令和5)～2032(令和14)年度)に示されている自転車駐車場の整備について、様々な需要に対応した駐輪環境を拡充します。
- また、近年では鉄道事業者や民間事業者による時間利用の自転車駐車場の設置が進んでおり、今後、連続立体交差事業によって創出される大規模な高架下空間においても、鉄道事業者による駐車場の整備を進めていきます。
- さらに、民間活力のさらなる促進を図るため、鉄道事業者以外の民間自転車駐車場の誘導を検討し、駐輪需要の確保を図ります。

(14) 墨田区景観計画【H29.6 墨田区】

墨田区景観計画は、景観まちづくり像である『水辺と歴史に彩られ、下町情緒あふれる“すみだ風景づくり”』を実現することを目的とした計画であり、本地区が位置する「隅田川・荒川軸」と「北部地域」においては、以下の景観まちづくりの基本的方向を位置付けています。

【隅田川・荒川軸】

- 隅田川、荒川と河川沿いの区域を対象として、区外を含めた広域の街並みに配慮しつつ、河川とまち・人をつなげ、広がりと連続性のある河川景観を形成します。

【北部地域】

- 落ち着いた生活の場やにぎわいのある商業施設、生業の場としての工場等、多様な市街地の特性にあわせた景観形成、また、下町らしい人間味のある地域景観の形成を目指します。

(15) 第二次墨田区緑の基本計画・墨田区生物多様性地域戦略【R4.3 墨田区】

第二次墨田区緑の基本計画・墨田区生物多様性地域戦略は、緑の役割と生物多様性の恵みを将来に渡って享受できるまちの実現を目指した計画であり、本地区が位置する「堤通・墨田・八広・立花・文花地域」においては、以下の方向性を位置付けています。

【方向性】

- 荒川や旧中川などの水辺空間や区民活動の中で維持管理される緑の質の維持・向上と市街地内での緑地の確保をあわせて実施し、暮らしに身近な連続性の感じられる緑を充実させていきます。

【主な取組】

- 荒川、旧中川における水辺の自然環境に配慮した管理と生きものが生息しやすい環境を保全します。
- 鐘ヶ淵通り等において、道路の拡幅整備に伴い街路樹整備と緑の充実を図ります。
- 地域北部から中部にわたる防災対策公園整備区域において、災害からまちを守る身近な公園・広場づくりを推進します。

図 1-6. 地域計画図（抜粋）



(16) 墨田区公園マスタープラン【R6.4 墨田区】

墨田区公園マスタープランは、今ある公園を最大限に活用し、「誰もが快適に利活用できる公園」を実現するとともに、本区全体の魅力や価値の向上につながるまちづくりに資することを目的とした計画であり、区内の公園について、以下の公園像・施策を位置付けています。

【目指す公園像】

誰もが健やか まちが輝く すみだの公園

【施策】

- 施策1 様々な人の多様な活動の場となる公園づくりを進めます
- 施策2 水辺、歴史・文化など、すみだらしさを活かした、まちの顔となる公園づくりを進めます
- 施策3 コミュニティを育て、まちににぎわいを生み出す公園づくりを進めます
- 施策4 まちの緑や生きものを育む、環境にやさしい公園づくりを進めます
- 施策5 災害に強い安全・安心なまちづくりに寄与する公園づくりを進めます

